

処 分 基 準

平成15年8月8日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第75条の2第1項
処 分 の 概 要： 自動車の使用制限命令
原権者（委任先）： 青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じて、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部交通部交通指導課指導取締係 017-723-4211
備 考：